

キャリア形成促進助成金の見直し

平成22年10月5日

厚生労働省職業能力開発局

キャリア形成促進助成金の概要

1 事業概要

企業内の人材育成及び労働者の職業キャリア形成を促進するため、事業主が事業内職業能力開発計画を策定し、職業能力開発推進者を選定して、その計画に沿って職業訓練等を実施した場合に、訓練経費や訓練中の賃金等を助成。



労働者の職業能力の開発・向上を促進

【助成内容】（括弧内は大企業への助成条件）

1 訓練等支援給付金

	OFF-JTの経費・賃金	OJTの経費・賃金	その他
従業員に訓練を受けさせる事業主	[助成率] 1/3 (—)	—	—
非正規労働者への訓練	[助成率] 1/2 (1/3)	—	—
ジョブ・カード制度関係訓練 実習併用訓練の※を除き23年度までの措置	[助成率] 4/5 (2/3) ※ [助成額] 800 (—) 円/時間	[助成率] 4/5 (2/3) [助成額] 800 (600) 円/時間※	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャリコンへの助成 ・ キャリコン実施期間中の賃金1/2 (1/3) ・ 外部機関に委託した場合の委託費1/2 (1/2) ・ 企業内にキャリコンを配置した場合15 (15) 万円 ・ 職業能力評価への助成4,880 (4,880) 円/人 ・ 初回導入時助成20万円 (—)
	能力開発経費・賃金		その他
従業員の自発的な能力開発を支援する制度を導入し、支援する事業主	訓練経費負担 休暇の付与 勤務時間の配慮	[助成率] 1/2 (1/3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初回導入時助成15万円等 ・ ※長期休暇を付与した場合30万円等 ・ 制度利用促進助成5万円/人等 ・ ※長期休暇を付与した場合10万円等

2 職業能力評価推進給付金

従業員に厚生労働大臣の定める技能検定等（平成22年度4月1日現在154職種）を受けさせる事業主
→受検費及び受検期間中の賃金の3/4 (3/4)

3 地域雇用開発能力開発助成金

地域雇用開発促進法の「同意雇用開発促進地域」内に事業所がある事業主で、同地域内に居住する求職者を雇い入れ訓練を受けさせる事業主
→OFF-JTの経費・賃金の2/3 (1/2)

4 中小企業雇用創出等能力開発助成金

中小企業労働力確保法の改善計画の認定を受けた中小企業事業主で、従業員に訓練を受けさせる事業主
→OFF-JTの経費・賃金の1/2 (—)、OJTの外部講師謝金の1/2 (—)、従業員の自発的職業能力開発経費1/2 (—)、教育訓練休暇中の賃金1/2 (—)

キャリア形成促進助成金の見直しについて

見直しの背景

①財政負担の抑制

②行政事業レビューにおける指摘

行政事業レビューにおいて、現状把握が不十分で具体的データがなく政策効果や国費が有効に活用されているか不明、大企業への助成の必要性に疑問あり、メニューを戦略的に見直すべき等多岐にわたる指摘がなされ、ただちに廃止1名、一定期間後に廃止3名、国が実施する必要なし2名、継続(更なる見直しを行う)2名と評価が分かれたところ。

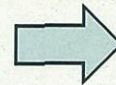
見直しの方針

<考え方>

事業主が段階的かつ体系的な労働者の職業能力の開発及び向上を行うことに対し、民間活力を活用しながら、公的な財政出動を抑制しつつ、政策として支援することは必要。このため、行政事業レビュー等の指摘を踏まえ、以下の見直しを実施。

見直し内容 ※詳細は別添

国費が有効に活用され、政策効果が上がっているか



- ・支給実態、政策効果の把握体制の整備
- ・実績の低いメニューの廃止
- ・大企業向け助成の廃止
- ・支給額の上限引き下げ
- ・ジョブ・カード関係訓練への助成率引き下げ

事業主の事務負担が過重となっていないか



- ・支給手続きの簡素化
- ・申請書類の共通化・重複書類の削減

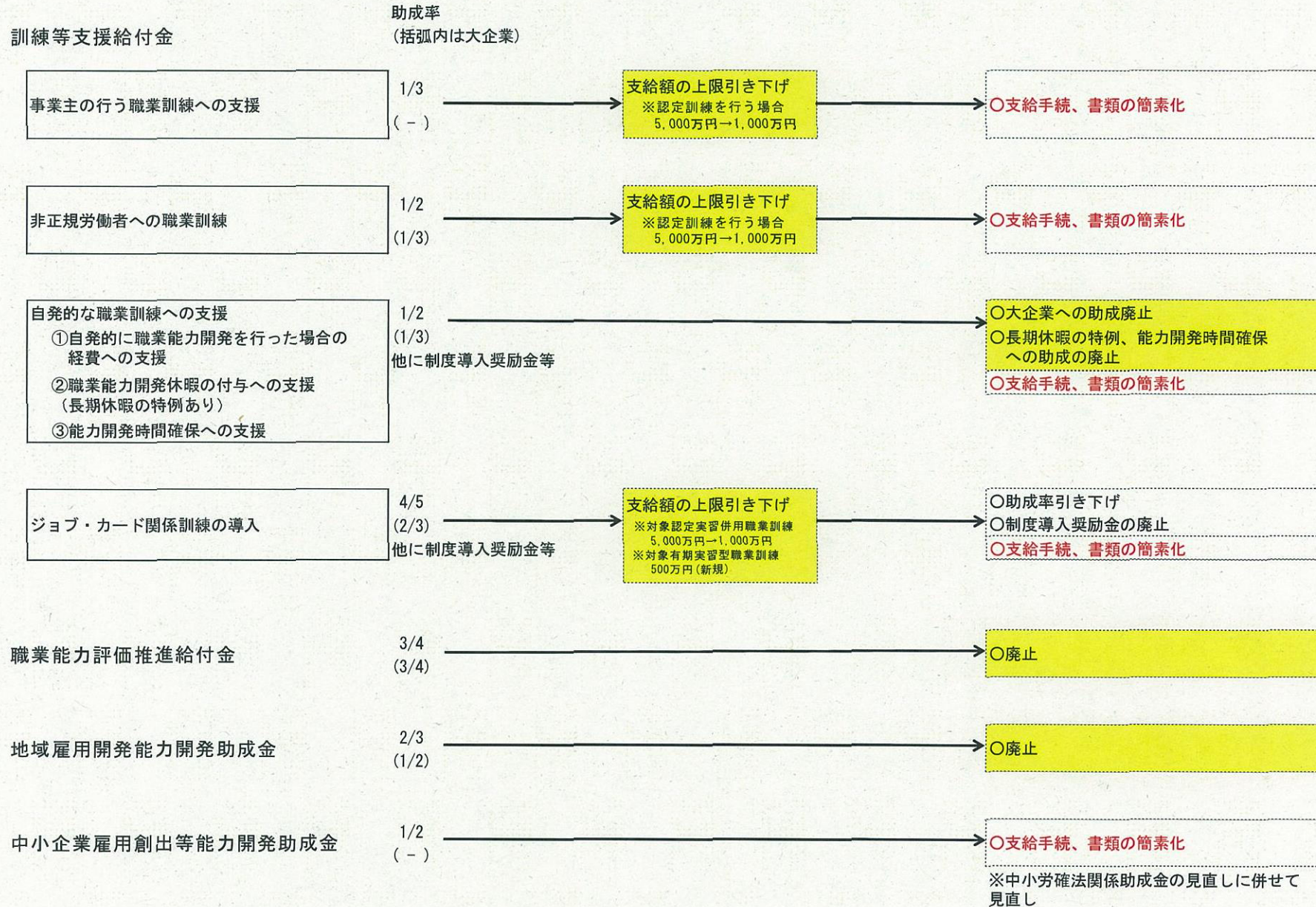
実施時期:平成23年4月1日 (支給上限額の引き下げは22年10月1日)

キャリア形成促進助成金の見直しスケジュール

平成22年度当初

平成22年度中

平成23年度



キャリア形成促進助成金の改正概要(訓練等支援給付金)

対象経費			中小企業	大企業
① 職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させる訓練への助成	Off-JT訓練	経費及び受講者の賃金に対する助成	1/3	—
② 短時間労働者に高度な技能・知識や正社員転換に必要な技能・知識を習得させる訓練への助成	Off-JT訓練	経費及び受講者の賃金に対する助成	1/2	1/3
③ ジョブ・カード制度に基づく訓練(実習併用職業訓練と有期実習型訓練)への助成	職業訓練	Off-JT訓練	実施に対する助成 ※受講者1人・1hあたり	
		Off-JT訓練	800円 ⇒ 廃止	—
	OJT訓練	Off-JT訓練	4/5 ⇒ 1/2	2/3 ⇒ 1/3
		OJT訓練	実施に対する助成 ※受講者1人・1hあたり	
	能力評価	OJT訓練	800円 ⇒ 600円	600円
		OJT訓練	4/5 ⇒ 廃止	2/3 ⇒ 廃止
	能力評価	評価シートの作成・交付に対する助成(受講者1人当たり)		4,880円
ジョブ・カード制度により初めて雇用型訓練を実施した場合(初回)			20万円 ⇒ 廃止	—
キャリア・コンサルティング	外部機関委託の場合の経費に対する助成		1/2	
	実施中の受講者の賃金に対する助成		1/2	1/3
	企業内にキャリア・コンサルタントを配置した場合の助成		15万円(1回のみ)	
④ 労働者の申出による自発的な職業能力開発に対する事業主の支援への助成	経費負担制度を設ける場合	経費への助成	1/2	1/3 ⇒ 廃止
		制度導入時	15万円	—
		利用者1人あたり	5万円	—
	時間を確保(勤務時間の短縮等)する制度を設ける場合	経費・賃金への助成	1/2 ⇒ 廃止	1/3 ⇒ 廃止
		制度導入時	30万円 ⇒ 廃止	
		利用者1人あたり	5万円 ⇒ 廃止	
	休暇制度を設ける場合	経費・賃金への助成	1/2	1/3 ⇒ 廃止
		制度導入時	15万円	15万円 ⇒ 廃止
		利用者1人あたり	5万円	5万円 ⇒ 廃止
	連続3ヶ月以上の長期にわたる休暇制度を設ける場合	経費・賃金への助成	1/2 ⇒ 廃止	1/3 ⇒ 廃止
制度導入時		30万円 ⇒ 廃止		
利用者1人あたり		10万円 ⇒ 廃止		

※ 改正後の助成率等は、原則として、平成23年4月1日以降に開始する訓練から適用。

キャリア形成促進助成金支給実績

(単位:百万円)

訓練名	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	平成23年度
	予算	支給実績	予算	支給実績	予算	支給実績	予算	要求
訓練等支援給付金	5,369	4,053	4,763	3,739	6,977	6,561	4,612	8,488
対象職業訓練	643	1,328	3,651	3,573	3,548	4,390	3,476	3,119
対象短時間等職業訓練	7	0	32	2	13	0	14	5
対象認定実習併用職業訓練	30	0	175	95	665	1,479	636	3,900
対象有期実習型訓練	-	-	512	6	2,682	659	413	1,425
対象自発的職業訓練	10	9	41	45	69	31	72	39
(うち 経費負担制度・休暇制度)	10	9	41	45	54	31	34	39
(うち 時間確保制度・長期休暇制度)	-	-	-	-	16	0	38	0
職業能力評価推進給付金	81	89	75	92	82	92	120	77
地域雇用開発能力開発助成金	93	79	226	11	52	6	4	5
中小企業雇用創出等能力開発助成金	247	73	150	70	120	115	32	110
合計	5,793	4,303	5,214	3,912	7,232	6,774	4,768	8,680
事務費等	-	-	-	-	-	-	-	466
事務費等を含めた合計額	-	-	-	-	-	-	-	9,146
→ ジョブ・カード制度関係訓練	-	-	687	101	3,347	2,138	1,049	5,325